

足立区防犯設計タウン認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区防犯設計ガイドライン（平成23年4月1日付 23足都企発第5号）に定める足立区防犯設計タウン認定制度について、認定の手続き、認定基準、認定委員会の設置等を定め、制度の適切な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 足立区防犯設計タウンとは、足立区防犯設計ガイドラインに基づき、一定の防犯性を有すると認められた宅地開発をいう。
- (2) 環境整備基準とは、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成24年足立区条例第43号）第20条第1項の規定に基づく開発等の整備基準をいう。
- (3) 宅地開発事業とは、足立区宅地開発事業調整条例（令和元年足立区条例第10号）第2条第5号に定める事業をいう。ただし、当該宅地開発事業が大規模等で、工区、販売区画等を設けて分譲される等、建築物が段階的に引渡される場合は、工区等ごとに個別の宅地開発事業とすることができる。
- (4) 防犯専門アドバイザーとは、足立区防犯専門アドバイザー設置要綱（22足総危発第77号 平成22年4月20日付危機管理室長決定）第2条に定める防犯専門アドバイザー。

(認定委員会)

第3条 認定委員会は、第7条及び第9条に規定する審査に当たるため設置する。

- 2 認定委員会は、別表1に掲げるものによって構成された組織をいう。
- 3 認定委員会は、審査に際し、防犯専門アドバイザー、警察署等の意見を求めることができる。この場合において、警察署等の意見を求める場合の依頼先は、別表2に掲げる者とする。
- 4 認定委員会の会長は、都市建設部市街地整備室長とする。
- 5 会長は、審査の結果を区長に、報告する。

(申請)

第4条 足立区防犯設計タウンの認定の申請は、次の各号のいずれかに定める者（以下「申請者」という。）は区長に行うことができる。

- (1) 宅地開発事業を実施する者
 - (2) その他区長が特に認めた者
- 2 前項に規定するもののほか、事業が完了している宅地開発地で関係住民の合意が形成されている場合は、当該関係住民の代表者が認定の申請を行うことができるものとする。

(申請時期)

第5条 前条第1項の申請は、足立区宅地開発事業調整条例第9条第1項の通知後又は都市計画法第29条の開発行為の許可後から、当該宅地開発事業に伴って建設された建築物の住民（買主）への引き渡し開始時までの間に行うものとする。

(認定基準)

第6条 防犯設計タウンとして認定するための基準は、別表3に定める。

(審査結果の通知及び呼称の使用)

第7条 区長は、第4条に規定する申請があったときは、第3条に規定する認定委員会の審査に付し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の場合で、申請の内容が基準に適合する旨の通知を受けた申請者は、『足立区防犯設計タウン認定取得予定』である旨を販売資料等に表記することができるものとする。

(足立区防犯設計タウンの認定及び呼称、認定マークの使用)

第8条 区長は、第7条2項の基準に適合する旨の通知を受けた建築物等が竣工した場合は、検査を行い基準に適合する旨のとおり整備されたものについては、認定書を交付するものとする。

2 申請者及び居住者は、前項の認定書の交付を受けた宅地開発事業について、足立区防犯設計タウン認定制度に適合した宅地開発事業である旨の表記及び認定マークを使用することができるものとする。

3 申請者が第4条第2項に該当する場合は、第1項の検査は各住戸の改修工事等について行なうものとする。

(申請の変更)

第9条 第7条2項の基準に適合する旨の通知を受けた申請者は次の各号に該当する場合、再審査を受けなければならない。

(1) 申請の内容を修正する必要がある場合

(2) 認定を行なうことに不適切な行為等があった場合

2 前項の再審査については、第6条の規定を準用するものとする。

(取下げ、取止め届)

第10条 申請者は、第5条の申請から第7条2項の申請の内容が基準に適合する旨の通知を受けるまでのあいだに、申請を取り下げる場合は取下げ届、第7条2項の申請の内容が基準に適合する旨を受けてから第8条1項に該当するまでのあいだに、認定を取り止める場合は取止め届を区長に提出するものとする。

(事務局等)

第11条 認定委員会の事務局は、都市建設部市街地整備室長付まちづくり課に置く。

2 区長は、足立区防犯設計タウン認定制度の運営について、防犯専門アドバイザーに助言を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 (23足都企発第1099号 平成23年9月30日 都市建設部長決定)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則 (24足都企発第727号 平成24年6月29日 都市建設部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (24足都企発第2579号 平成25年3月8日 都市建設部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（26足都企発第663号 平成26年7月3日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

付 則（29足都ま発第1495号 平成30年1月22日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

付 則（31足都ま発第183号 平成31年4月23日 都市建設部長決定）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則（31足都ま発第1305号 平成31年9月27日 都市建設部市街地整備
室長決定）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

認定委員会名簿

【認定委員】

1	危機管理部長
2	地域のちから推進部長
3	都市建設部長
4	都市建設部市街地整備室長
5	都市建設部建築室長

別表2（第3条関係）

【警察署等】

1	申請地を所轄する警察署長
---	--------------

別表3 (第6条関係)

防犯環境を良好に維持するための基準

基準の対象・運用の主体	基準の内容	開発規模ごとに適用する基準 *5			必要な基準項目数 (適用項目を選択)
		i 500 ~ 999 m ²	ii 1000 ~ 2999 m ²	iii 3,000 m ² ~	
A 住民団体	町会・自治会への加入、住民団体の設立	●	●	●	必須
	ルール化の方策(下記A~Cの該当するものに○を付す。) A.任意協定 地区計画(Ⅰ,既存・Ⅱ,新規)	●	●	●	必須 (事業者・住民同士で定めた協定のこと)
B 地区の防犯設計基準 ～みんなでやる～*3	① コモンスペース等の維持・管理	□	□	□	左記の項目から以下の基準に適用するようそれぞれ選択する i : ○いずれか2項目以上 ii : ○いずれか3項目以上 iii : ○いずれか6項目以上
	② 道路、公園等の清掃・門掃き、美化活動の実施	□	□	□	
	③ フラワー・グリーンライン(道路に面する敷地の部分)・花壇、フラワーボットの配置・管理 *1	□	□	□	
	④ 地区内の自主パトロール	□	□	□	
	⑤ コモンスペース等への防犯カメラの設置 *2	□	□	□	
	⑥ ゴミ集積場所のふた付きタイプ等非開放型の設置(かご型に限る。)	□	□	□	
	⑦ 夜間点灯(照明の点灯運動等)	□	□	□	
	⑧ 登・下校や小学校等の行事に合わせた子どもの見守り	□	□	□	
	⑨ 独自に工夫した基準	□	□	□	
小計		2/9	3/9	6/9	
C 各戸の防犯設計基準 ～各自がやる～	① 室内からの見通しを確保した居室の配置	□	□	□	左記の項目から以下の基準に適用するようそれぞれ選択する i : ○いずれか8項目以上 ii : ○いずれか8項目以上 iii : ○いずれか9項目以上
	② ワンドアツーロック、オートロックの採用	□	□	□	
	③ 1階窓への防犯建物部品等の使用	□	□	□	
	④ 自動点灯機能付き 門灯、玄関灯の設置	□	□	□	
	⑤ 録画機能付きインターホンの設置	□	□	□	
	⑥ 敷地内を撮影する防犯カメラの設置	□	□	□	
	⑦ 常夜灯又はセンサーライトの設置	□	□	□	
	⑧ 配管、雨樋、室外機等上階への足掛かりとならない工夫	□	□	□	
	⑨ 庭や通路の砂利敷き	□	□	□	
	⑩ 外構の見通し確保 (一定の高さ以下のブロック塀・生垣等)	□	□	□	
	⑪ 自転車盗難への対策	□	□	□	
	⑫ 独自に工夫した基準	□	□	□	
小計		8/12	8/12	9/12	
R 道路に関する防犯設計基準 *4	① 隅切りの確保(視認性の確保)	□	□	□	左記の項目から以下の基準に適用するようそれぞれ選択する i : ○いずれか2項目以上 ii : ○いずれか3項目以上 iii : ○いずれか4項目以上
	② 歩車道分離施設の設置(バイク等によるひったくり防止)	□	□	□	
	③ 歩行者道(緑道等)の適正な配置と環境整備	□	□	□	
	④ 狭窄部、シケイン、イメージハンブの設置	□	□	□	
	⑤ 照度の確保(LEDの採用)	□	□	□	
	⑥ 防犯カメラの設置 *2	□	□	□	
小計		2/6	3/6	4/6	
P 公園に関する防犯設計基準 *4	① 内外の見通しの確保	□	□	□	左記の項目から以下の基準に適用するようそれぞれ選択する i : ○いずれか2項目以上 ii : ○いずれか2項目以上 iii : ○いずれか3項目以上
	② 自転車・バイクの制限	□	□	□	
	③ 照度の確保	□	□	□	
	④ 防犯カメラの設置 *2	□	□	□	
小計		2/4	2/4	3/4	
合計		15/32	17/32	23/32	i : 47% ii : 53% iii : 71%

*1 フラワー・グリーンライン: 道路境界から、一定の距離までの敷地の部分(15cm程度)。美化活動のための空間。なお、壁面線等の後退については、地区計画によって定める。

*2 「防犯カメラ運用規定」などが整備されていること。

*3 共同で管理する内容については任意協定等を結ぶこと。

*4 将来管理者との協議が優先する。

*5 500 m²未満の宅地開発事業でも、足立区防犯設計タウンの認定を申請する場合は本基準を準用する。